

田中復興大臣岩手県訪問ぶら下がり記者会見録  
(令和元年9月13日(金) 17:13~17:25 於) 岩手県庁)

1. 発言要旨

この度、復興大臣を拝命いたしました、衆議院議員の田中和徳でございます。

就任早々ではございますけれど、地元主義、とにかく現場主義という思いを持って、今日は達増知事をお訪ね申し上げて、いろいろとお話を承ったところです。

達増知事のもと、県民を挙げて、行政を挙げて、復興に取り組みをいただいておりますことにまず心から敬意を表し、着実に復興が進んでおりますことを私たちも大変ありがたく思いつつ、まだ残されている課題がございます。

はっきり言いますと、私たちは今、1,500人ぐらいの方々という思いだったのですが、大分数も減って、1,300人台ぐらいに減っているというお話ですが、まだきちんとした住宅の対応ができていない方たちがいらっしゃるわけでございます。

その中のみならず、子供から大人に至るまで、心のケアが必要だということを私どもも思っておりましたが、今、改めて知事からそういうお話がありましたので、そういう面につきましても、私たちはしっかりと対応していかなければならないと思っております。

また、水産加工業の販路の拡大、人材の確保、また、インバウンドの問題、観光振興等も含めてお話いただきました。

朗報としては、復興の道路、あるいは補助道路等のめどが立ちつつあるわけですが、一方において、まだ鉄道の面では課題が残っておるわけです。こういうことも私たちはしっかりと対応していかなければいけないと思っておるわけでございます。

また、引き続き自治体とも連携をしながら、現場主義を徹底して、今後、1年半の節目というのが自ずと来るわけですが、被災者の心に沿った対応ができるような、今後の復興庁のあり方も含めて、今年中にはある程度の形を整えてまいりたい、方針を示すことができると存じておるところです。

いずれにしましても、岩手県の県民の皆様、あるいは被災者の皆様方に、就任しました御挨拶とともに、一生懸命頑張っております。復興庁を挙げて取り組んでまいりますことをお約束し、この場での御挨拶とさせていただきます。

2. 質疑応答

(問) 今、大臣のほうから現場主義という言葉がありました。復興大

臣は8人目になるわけですがけれども、田中大臣になったからこそこの、こういうふうに復興を進めていきたいというお考えがあればお聞かせください。

(答) はっきり言いまして、一つのめどになっております期間は、残り1年半でございます。

この大震災において、特に福島県、そしてこの岩手県、宮城県等々、いろいろな形で復興に努めてまいりましたけれど、被災者の皆様の心に完全に沿い切っているかということ、なかなか、まだまだ宿題があるわけですので、残された課題に対して、本当に一生懸命、現場主義に立って対応していきたい。できる限り早く、関係の自治体をお訪ねして、一つ一つのいろいろな思い、あるいは御要請等についてもしっかりと耳を傾けていきたいと思っております。

あわせて申し上げますと、私は、復興大臣はもちろん初めてなのですが、野党時代のシャドーキャビネットの時代は、環境大臣を務めておりました。そして、常任委員会の野党側の筆頭理事でございまして、今も知事にもお話ししましたけれど、その後、平成25年の3月7日には環境副大臣にも就任して、岩手県も含めて、対策等々も含めてずっとお仕事させていただいたことがあります。そういうことが、何か今の仕事につながったのかなという思いもあるところです。

(問) 沿岸被災地では区画整理が整いつつあり、その中で生まれてきた空き地が大きな課題となっています。それについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

(答) 今まで使用されていた場所が、今回の大変な津波災害によって空き地になっていく。整地をされてもそういう状態だということ、場所によってケース・バイ・ケースだと思いますが、できれば経済活動等に使えるような有効活用、地域振興につながるような活用ができればという思いがございします。

そういう地域一つ一つ、また、岩手県の関係の皆様とも相談をしながら対応していくことができればと思います。前向きに対応していくことができればと思っております。

(問) 先ほど、現場第一主義でという話がありました。その中で、今年中には新たな制度を整えていくなり、組織のことを考えていくというお話でしたが、今の時点で、具体的にこういうことを拡充していく、縮小していくなどのお考えはありますか。

(答) 今、いろいろな方々の意見を伺っておる状況にございまして、私はその状況をこれから取りまとめた中で詰めていきたいという

思いでございます。

そういう中で一番優先されるべき御意見は、やはり現場の被災された方々の御意見だと認識しておるところです。

(問) 少し話題が変わるのですが、午前中の閣議後会見で、大臣御自身は、福島県の自主避難者に関する質疑応答の中で、復興庁は直接の当事者ではない、担当ではないというような御発言があったかと思いますが、その御発言の趣旨というか、意図がどのようなものなのか。

(答) 訴訟があり、県議会のほうにも諮られ、そういうことについては、当然、立法府の立場、あるいは行政府の立場、司法府の立場ということを見ると、私たちは行政府でございますから、私自身が裁判にかかることについて、あまり申し上げるべきではないと申し上げたわけでございます。

当然、復興庁は、被災された方々への今後の引き続きの支援等については、福島県と力を合わせて今まで以上に協力させていただくことは今までと全く同じでございますし、これからも一生懸命努めてまいりたいと思っております。

(問) 今の点について、直接の当事者ではないというのは。

(答) 訴訟のです。

(問) 訴訟のということですね。

(答) そうでございます。

(問) 被災者の方は、いろいろな支援を今、求めているんじゃないと思うのですが、大臣としては、一番何に力を入れて取り組んでいきたいか、一つ教えてください。

(答) まず、住宅を確保するということが最優先の課題だと岩手県では考えております。もう一点は、やはり心のケアというものが非常に重要であると思っております。

心のケアというのは、お一人お一人、実はマニュアルが違うのだろうと思うのです。そのことに対して、きちんと沿えるような、県の方々、あるいは私たちもそれをサポートできる体制を考えていかなければならないという思いでございます。

(問) 今、心のケアが大事というお話がありましたが、今、沿岸部では高齢者の方が孤独死されたり、そういった問題もありますけれども、一人一人のマニュアルが違うというのは、具体的にこれからどのように対策をお考えになられていきますか。

(答) 御家族が亡くなったり、行方不明になったり、お年寄りだけの家庭になったり、また、子供さんたちもいろいろな状況の中で、あまりにも家族の激変が起こったような家庭もあると聞いております。また、お仕事の関係、あるいは周りに知っている人がいな

いままに日々生活しなければならなかった寂しさ、あるいは孤独さ。また、こんなことを言うてはいけませんけど、生きていることそのものに不安を感じるような深刻なお話もあると聞いております。私たちは、そういうことに耳を傾けて、きちんとできる限りの対応をしていかなければいけないという思いです。

以上でございます。

(以 上)